ハ　経営事項審査の告示第一の三の２に規定する当期事業年度開始日の直前２年又は直前３年の各事業年度における発注者から直接請け負った建設工事に係る完成工事高（以下「元請完成工事高」という。）について算定した希望工事種別の種類別年間平均元請完成工事高

ニ　経営事項審査の告示第一の一の２及び３、二並びに四に規定する項目（これらの規定中「審査基準日」とあるのを「客観的事項の審査基準日」と読み替えたものをいう。）

②　特別事項

イ　定期の資格審査を行う直前の10月１日（以下「特別事項の審査基準日」という。）の前日までの４年間に完成した工事成績等

ロ　定期の資格審査を行う直前の12月１日の港湾工事用保有船舶能力（港湾土木工事及び港湾等しゅんせつ工事に限る。）

（測量・調査）

次の①に掲げる客観的事項の項目及び②に掲げる特別事項の項目に点数を付与する。

①　客観的事項

イ　申請しようとする日の直前の事業年度の終了日（以下「測量等審査基準日」という。）の直前２年の各事業年度の測量調査の年間平均実績高

ロ　測量等審査基準日の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における自己資本額

ハ　測量等審査基準日における事業に従事する職員の数

ニ　直前決算における流動比率

ホ　直前決算における自己資本固定比率

ヘ　測量等審査基準日の直前１年における総資本純利益率

ト　測量等審査基準日までの営業年数

②　特別事項

特別事項の審査基準日の前日までの２年間に完了した測量調査の業務成績等

（建設コンサルタント等）

次に掲げる客観的事項の項目について点数を付与する。

イ　測量等審査基準日の直前２年の各事業年度の建設コンサルタント等の年間平均実績高

ロ　直前決算における自己資本額

ハ　測量等審査基準日の前日における事業に従事する職員の数

ニ　直前決算における流動比率

ホ　測量等審査基準日までの営業年数

6　資格審査結果の通知

「資格決定通知書（港湾空港関係）」により通知する。

7　資格の有効期間

競争参加資格の有効期間は、資格決定の日から令和５年３月31日までとする。

8　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧場所

別記１に掲げる地方整備局の閲覧窓口とする。

9　その他

⑴　特定建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格　特定建設工事共同企業体又は設計共同体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事又は設計共同体により参加表明できる業務ごとに別に公示する。

⑵　復旧・復興建設工事共同企業体としての競争参加者の資格　復旧・復興建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、別に公示する。

⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　一般競争（指名競争）参加資格があるとの決定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者（以下、「更生手続等開始決定者」という。）は、各部局の長が定める手続きにより再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

⑷　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次の①から⑤までに掲げる会社等をいい、各部局の長が定める手続きにより再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。ただし、建設工事の当該申請を行うことができる者は、合併等後の経営事項審査を受けている者に限る。

①　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

②　親会社がその営業の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

③　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

④　既存の業者が他の業者から営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた業者

⑤　営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

⑸　次の各号に掲げる場合の建設工事の申請については、持参又は郵送（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、郵送）に限るものとする。

①　申請者が経常建設共同企業体である場合

②　申請者が事業協同組合である場合において、総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望するとき

③　申請者が協業組合・企業組合である場合において３⑵の（建設工事に係る添付書類）の⑤及び⑥に掲げる書類を提出するとき

④　申請者が⑷に掲げる合併等により新たに設立された会社等で、新たに申請を行う場合（合併等の後、既に再決定を受けている場合は除く。）

⑤　申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けたものである場合において、⑶に掲げる再度の決定を受けていないとき。

⑥　申請者がグループ経営事項審査又は持株会社化経営事項審査を受けている場合

⑹　次に掲げる場合の測量・調査及び建設コンサルタント等業務の申請については、持参又は郵送（定期の一般競争（指名競争）参加資格の審査にあっては、郵送）に限るものとする。申請者が会社更生法に基づく更生手続開始決定又は民事再生法に基づく再生手続開始決定を受けた者である場合において、⑶に掲げる再度の決定を受けていないとき。

⑺　新型コロナウイルス感染症に係る一般競争（指名競争）参加資格審査の特例

①　新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響を受けた建設業者であって、事業年度が令和元年10月29日から令和２年６月30日までの間に終了するものについての令和３年１月31日までの間における４（建設工事）⑤の規定の適用については、４（建設工事）⑤中「一般競争（指名競争）参加資格審査の申請をする日の１年７月前の日」とあるのは、「平成30年10月29日」とする。

②　申請者が、新型コロナウイルス感染症の影響等により国税の猶予制度（国税通則法（昭和37年法律第66号）に基づく納税の猶予、国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく換価の猶予又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和２年法律第25号）に基づく特例猶予をいう。以下同じ。）の適用を受けたため、３⑵（建設工事に係る添付書類）④又は３⑵（測量・調査及び建設コンサルタント等業務に係る添付書類）⑦に掲げる書類を提出できない場合は、当該書類に代えて、猶予制度の適用を受けていることを示す書類の写しを申請書に添付するものとする。

別記１　本店所在地及び提出場所　［掲載順序　本店所在地　提出場所］

⑴　北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県　東北地方整備局総務部経理調達課（〒980―8602 宮城県仙台市青葉区本町３－３－１仙台合同庁舎Ｂ棟９階（電話022―716―0013））